

定例公安委員会開催概要

令和6年1月31日、次のとおり定例会議を開催しました。

1 審議・報告事項

(1) 監察関係事案報告

監察関係事案について報告を受けた。

(2) 監督上の措置事案概要及び令和5年中の懲戒等処分状況

監督上の措置事案概要及び令和5年中の懲戒等処分状況について報告を受けた。

原委員から、「再発防止に努めていただきたい。」旨の発言があった。

小玉委員から、「全国の傾向と照らし合わせ、北海道警察特有の課題があれば、再発防止に取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

吉本委員長から、「非違事案防止に向けた指導教養が全体に行き渡るよう、工夫した対策を行っていただきたい。」旨の発言があった。

(3) 2024さっぽろ雪まつり雑踏警備の概要

2024さっぽろ雪まつり雑踏警備の概要について報告を受けた。

吉本委員長から、「街を歩いていると、海外からの観光客が非常に増えてきていると感じる。新型コロナウイルス感染症の再流行の兆しもあり、健康管理にも配慮しながら雑踏事故防止の業務に当たっていただきたい。」旨の発言があった。

(4) インバウンドを対象とした冬型事故防止動画による啓発活動の実施

インバウンドを対象とした冬型事故防止動画による啓発活動の実施について報告を受けた。

小玉委員から、「事故当時のドライブレコーダーを活用した、非常に分かりやすい内容になっていて素晴らしい。今後も内容を充実させていっていただきたい。」旨の発言があった。

吉本委員長から、「大変良い動画になっているので、多くの人に見ていただけるよう、広報啓発に努めていただきたい。」旨の発言があった。

(5) 当面の警備等予定

当面の警備等予定について報告を受けた。

(6) 日本教職員組合第73次教育研究全国集会に伴う警備実施結果

日本教職員組合第73次教育研究全国集会に伴う警備実施結果について報告を受けた。

(7) 1月中の入校状況と主な学校行事

1月中の入校状況と主な学校行事について報告を受けた。

2 決裁・報告事項

(1) 運転免許の取消処分

運転免許の取消処分を行った。

(2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の概要について説明を

受け、その内容について了承した。

- (3) 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の一部改正による犯罪被害者等の情報の保護に関する制度の施行に伴い、刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）及び北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（平成10年北海道公安委員会規程第2号）を改正する必要があるとの説明を受け、改正することとした。

- (4) 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、在宅勤務等手当の新設に関して必要な事項を定めるための、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要について説明を受け、その内容を了承した。

- (5) 遺族給付金の支給申請受付

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づく遺族給付金の支給申請受付概要について報告を受けた。

- (6) 遺族給付金の支給裁定

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金の支給について裁定した。

- (7) 行政訴訟事件における申立ての決定に対する抗告の決定

運転免許の処分に係る行政訴訟事件における申立ての決定に対する抗告の決定について報告を受けた。

- (8) 行政不服申立事件の受理及び裁決

銃砲所持許可の行政処分に対する審査請求の受理について報告を受けたほか、銃砲所持に係る教習資格認定の行政処分に対する審査請求及び運転免許の行政処分に対する審査請求について裁決した。

- (9) 猟銃の教習資格認定申請者に対する拒否処分

札幌方面管内居住者が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の5第2項の規定する同法第5条の4第1項ただし書に規定する同法第5条第1項第18号に該当するとの説明を受け、同人を教習資格認定申請拒否処分とすることとした。

- (10) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例を適用した勧告の実施

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）の適用による勧告を実施することについて報告を受けた。

- (11) 地域交通安全活動推進委員の委嘱及び告示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29に規定する地域交通安全活動推進委員について札幌方面栗山警察署管内に設置された栗山地域交通安全活動推進委員協議会1名の欠員に関し、警察署長から推薦を受けた者が適任であるとの報告を受け、同人を地域交通安全活動推進委員として委嘱し、関係する規則に基づき氏名等を公示することとした。

- (12) 苦情及び要望・意見の受理

公安委員会宛て苦情の受理及び要望・意見の受理について報告を受けた。

- (13) 苦情の調査結果

公安委員会宛て苦情の調査結果について報告を受け、回答内容について決定した。

(14) 直接通報の調査結果

公安委員会宛て直接通報の調査結果について報告を受けた。